

東日本大震災を踏まえた大規模災害対策等について

去る3月11日、東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震と、それに伴う津波が、東日本の広い範囲にわたって、想像を絶する被害をもたらした。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故はいまだ収束に至らず、不安定な状況が続くなど、我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしている。

この度の震災により犠牲となられた方々に衷心より哀悼の意を表し、被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心から願っている。

この大規模災害に対し、中四国各県・各経済団体においては、これまでも被災地支援に積極的に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図って参る所存である。

その一方で、東日本大震災による被害の範囲や規模を鑑みると、中四国地域において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中四国地域だけの対応には限界があると言わざるを得ない。

このため、政府においては、リーダーシップの欠如により東日本大震災の復旧・復興に大きな混乱が生じたことを踏まえ、今後、政治の強力なリーダーシップを発揮し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

1 防災対策の検証及び全国的な被災地支援制度の構築

国において、東日本大震災で被害が拡大した原因及び分析と発生後の災害対応の検証を行うとともに、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を早急に明らかにすること。また、大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立することは勿論のこと、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする被災地支援制度を構築すること。

2 原子力発電所に係る安全対策・防災対策等の推進

福島第一原子力発電所の事故原因を速やかに徹底究明し、新たな知見に基づき安全基準の抜本的な見直しを行い、原子力施設の安全確保のために必要な対策を早急を実施すること。

その際、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。

あわせて、事故の想定、E P Zの範囲、オフサイトセンターの代替施設、複合災害の想定など、防災指針、防災基本計画の見直しを早急に行うとともに、関係隣接都道府県の拡充など、速やかに原子力防災対策を強化すること。

さらに、今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するなど、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うとともに、県境を越える広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前

面に立った防災体制を構築すること。

特に、影響が広域化する可能性があることから、国は、モニタリングポストやSPEEDI端末の全国的な整備・活用を進めるとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等について、速やかに整備・備蓄すること。

あわせて、国として、修復や被ばく医療等の緊急事態の応急対策に速やかに対応できる体制の整備や、食品等の放射性物質を測定するための検査機器整備など必要な対策を行う自治体への財源措置、更には、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための措置を講ずること。

さらに、原子力安全規制に関する現行の法制度について、抜本的な見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること。

3 放射性物質による影響への対応

今回の事故による放射性物質の影響について、国民生活や経済活動にかかわる幅広い分野における安全基準や取扱指針を定め、安全・安心を確保する対策を速やかに実施し、その情報を分かりやすく、かつ迅速に提供するとともに、放射性物質による影響に伴う損失を補填する制度を確立すること。

また、風評被害の払拭や防止のため、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の正常化のため、安全・安心であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の回復に努めること。

4 災害に強いインフラの整備及び「減災」対策の推進

東日本大震災を踏まえ、地震・津波・液状化対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備や、避難所となる文教施設・ため池等農業水利施設等の耐震化を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があり、空港、港湾、鉄道、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

さらに、「減災」の視点から、高速道路や鉄道等の既存公共施設への避難路の整備や避難階段の設置、地域の実情に配慮した土地利用規制制度の構築など、ハード・ソフト両面にわたる対策を推進すること。

5 電力供給の安定化、エネルギー政策の抜本的な見直し及び再生可能エネルギーの普及促進

東日本大震災からの早期復興を進めるため、また、産業の空洞化や雇用喪失への影響を最小化するため、電力供給の安定化を図ること。

エネルギー政策の見直しに当たっては、安全性を大前提としながら、エネルギーの供給安定性や経済性、環境適合性を考慮し、国民生活や企業活動への影響等に留意しつつ、再生可能エネルギー・化石燃料・原子力のバ

ランスのとれた新たなビジョンを早急に提示し、国民的な合意形成を図ること。

このうち、再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギー特別措置法案が衆議院を通過したところであり、普及促進を更に加速させるため、技術開発や新規発電設備の設置が一層促進されるよう補助制度も含めた制度を確立すること。

また、「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずるとともに、地域における再生可能エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するための財政措置等の充実を図ること。

6 復旧・復興に向けた地方経済対策の推進

東日本大震災は、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

平成23年 8月24日

中四国サミット（中国・四国9県知事、
中国・四国経済連合会会長）

高速道路の整備促進と本四道路等の料金制度等について

それぞれの地方においては、安全・安心な暮らしの向上に努めるとともに、特徴的な地域産業の活性化や環境、観光など新しい分野の産業を育成するなど、地域の成長戦略に取り組んでいるところである。

しかし、中四国地域では、その基盤となる高速道路ネットワークの欠落箇所や暫定2車線での供用区間などが数多く存在し、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大、更には地域防災など、様々な分野で、他地域と比べ、大きなハンディキャップを負っている。

また、先の東日本大震災において、救急医療や災害時における緊急輸送路や代替道路、更には広域的なダブルネットワークなど、高速道路の命を守る道としての重要性についても、改めて認識されたところである。

今後、中四国地域間の交流、連携を促進し、一体的な発展を図る上で、本州四国連絡高速道路をはじめとする高速道路ネットワークが多くの利用者に活用され、高速道路が本来有している機能が十分に発揮されることが重要であることから、次の項目について要請する。

- 1 高速道路ミッシングリンクや暫定2車線区間の早期解消は、特に重要であるため、その整備計画を明確にするとともに、財源も含め、国の責任において、着実かつ早期に整備を進めること。
- 2 高速道路の整備については、その維持の在り方も含め、地方の意見が十分反映される仕組みの下で早急に明確化すること。その際、災害時の代替道路等のネットワークを考慮し、整備の状況や防災面での評価、自治体の財政力に配慮すること。
- 3 地域間の連携・連絡を強化するため、スマートインターチェンジなどの増設や、乗り継ぎ制度等の導入により、既存高速道路の有効活用を図ること。
- 4 本州四国連絡高速道路を含む高速道路等の料金は、休日上限1,000円の料金割引が、平成23年6月20日から廃止となったが、今後の料金施策の構築に当たっては、地域間格差を是正する全国一律の利用しやすい料金制度とするとともに、高速道路の整備が遅れている地方の今後の整備に影響が生じないように、必要な財源を確保すること。
- 5 高速道路料金施策の影響を受ける、フェリー、バス、鉄道などの公共交通機関に対しては、総合的な交通体系のビジョンを示した上で、将来にわたって維持・存続されるよう、国の責任で、実情に応じた効果的な支援を早急に実施すること。
- 6 国は、本州四国連絡高速道路出資地方公共団体に対し、平成24年度以降の追加出資を求めないこと。また、新たな料金制度の導入については、地方と十分協議し、理解を得ること。

平成23年 8月24日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国
経済連合会会長）